

避難情報発令訓練の実施について

災害と間違えないようご注意ください

避難情報の発令に備えて、情報伝達訓練を行います。この試験は、防災タブレット・屋外スピーカーを用いて、災害時に発令する避難情報が適切に伝達できるかを訓練します。

- 実施日 1月17日(水) 午前11時
- 放送内容 サイレンの後、「これは避難情報発令のテストです。警戒レベル4！警戒レベル4！こちらは、東秩父村役場です。土砂災害が発生するおそれが高まったため、東秩父村全域の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。避難所は、高齢者生きがいセンター、ふれあいセンター槻川を開設しています。」
- その他 当日は、避難情報の発令を行うためタブレットが緊急モードになりますが災害とお間違いのないようご注意ください。
- 問合せ 総務課 ☎82-1221



※緊急モードイメージ

東秩父村犯罪被害者等支援条例を制定しました

安心して暮らせる村を目指して

誰もががある日突然、犯罪被害に遭う可能性があります。

被害に遭うと、その事実を受け入れることができないまま、さまざまな問題や心身に起きる変化に直面することになります。犯罪被害者支援は、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会のために必要な施策です。村は、犯罪被害に遭われた人が一日でも早く平穏な生活を取り戻すことができるよう「東秩父村犯罪被害者等支援条例」を制定し、支援を行っていきます。

○被害に遭われた人に村が支援できること

- ・相談および情報の提供等・見舞金の支給 ※見舞金の支給の助成には、一定の要件があります

●問合せ 総務課 ☎82-1221

文化財防火訓練を開催します

ご参加お待ちしております！

貴重な文化財を災害から守り、後世へ伝えていくため、多くの方々の参加をお願いします。

- 日時 1月21日(日) 午前9時30分～
- 場所 坂本地内・坂本八幡大神社
- 実施機関 小川消防署東秩父分署・東秩父消防団・坂本地区住民(令和5年度住宅防火モデル地区)・東秩父村教育委員会
- 問合せ 小川消防署東秩父分署
☎82-1215